

令和6年

5月号

濱田会計事務所通信

令和6年5月1日発行 Vol.81

4月某日、青年税理士連盟の役員をしている関係で、3名の国会議員の方へ税制について陳情をして参りました。

あまりにも複雑化している税制の現場について、実務者からの視点をお伝えし、改善を要望しました。

皆様お忙しい中、現場の税理士の声を貴重な声と真摯に聞いて下さいました。

国会議員に陳情ということ、とても特別な事のように思いますが、意外と身近に感じました。



所得税の定額減税

定額減税の概要

・定額減税の対象者

定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入が2000万円以下）である人です。

・定額減税の対象となる所得税

定額減税の対象となる所得税は「令和6年分所得税」です。

・定額減税額

定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

① 本人 30,000 円

② 同一生計配偶者又は扶養親族 1人につき 30,000 円

合計所得金額が48万円以下（給与収入のみの場合は給与収入が103万円以下）で16歳未満の扶養親族を含み、専従者として給与の支払いを受けている人を除きます。

給与所得者に対する定額減税の実施方法

扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者のもとで、次により定額減税額の控除が行われます。

・令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額から控除します。（令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人が対象）

・控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除します。

・年末調整の対象者は年末調整の際に最終の過不足額の精算を行います。

毎月の定額減税の計算に誤りや修正があった場合も、年末調整で全て再計算されます。

・年末調整の結果、給与所得者の年調所得税額から控除しきれなかった年調減税額については、源泉徴収票（給与支払報告書）に年調減税額の控除外額として記載し、令和7年1月以降に支給される給与等に係る源泉徴収税額からは控除しません。

・年末調整を行わない方は、確定申告により過不足額の精算を行います。

・年末調整、確定申告等で控除しきれない定額減税控除額は自治体から支給されます。



個人住民税の定額減税

対象となる方

前年の合計所得金額が 1,805 万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族 1 人につき、1 万円

※ 1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※ 2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年 12 月 31 日の現況によります。

給与所得に係る特別徴収

令和 6 年 6 月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和 6 年 7 月分～令和 7 年 5 月分の 11 か月で均されます。



- ・減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- ・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。
給付金の詳細は内閣官房ホームページ
「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube 動画配信もしておりますので、右の QR コードより是非御覧下さい。



【最近の動画】

- ・楽天証券で iDeCo の申し込みをしよう
- ・楽天証券新 NISA で投資信託を追加購入しました
- ・金融機関に勧められて購入した投資信託を 4 年間所有した結果
- ・SBI 証券で新 NISA の口座開設の申込をしよう
- ・楽天証券口座で新 NISA の積立購入設定をしよう



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : <http://hamadakaikai.jp>

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

